

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市長房町126番地の2
氏名 株式会社まごころ清掃社
代表取締役 高野 正道



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 7月23日

許可の有効年月日 令和 7年 7月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス
くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上9種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都町田市相原町字杉山994番1、東京都八王子市鍵水字西ノ谷1321番1、外8筆

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 7月 23日 新規許可
平成 30年 7月 23日 更新許可 第5回
令和 2年 1月 15日 変更届 水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃乾電池)の保管の追加

5 積替え許可の有無 有

市名：八王子市 許可番号：第109-10-004601号

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



2 積替え保管施設

施設所在地：東京都町田市相原町字杉山994番1、東京都八王子市鏈水字西ノ谷1321番1、外8筆

積替え保管面積：848.2㎡

最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ 10.0㎡×1個	10.0㎡ ³
紙くず	コンテナ 10.0㎡×1個	10.0㎡ ³
	コンテナ 12.0㎡×1個	12.0㎡ ³
金属くず	コンテナ 12.0㎡×1個	12.0㎡ ³
廃プラスチック類、金属くず	コンテナ 10.0㎡×1個	10.0㎡ ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	コンテナ 12.0㎡×1個	12.0㎡ ³
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ 8.0㎡×1個	8.0㎡ ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡ ³
汚泥、金属くずの混合物 (廃乾電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡ ³
合計保管量		74.4㎡ ³

(以下余白)